

国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

改正案	原案
<p>(復興庁設置法の一部改正)</p> <p>第六条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第一項の表国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の項中…(中略)…に改め、同表構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の項、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の項、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の項及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の項中…(中略)…に改め、…(後略)。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日二・三 (略)</p> <p>(構造改革特別区域法等の一部改正)</p> <p>第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)」に改める。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) 第四百四十条 第三項</p> <p>五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号) 第三十九条</p>	<p>(復興庁設置法の一部改正)</p> <p>第六条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三条第一項の表国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の項中…(中略)…に改め、同表構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の項、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の項、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の項及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の項中…(中略)…に改め、…(後略)。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条及び附則第三十九条から第四十一条までの規定 公布の日二・三 (略)</p> <p>(構造改革特別区域法等の一部改正)</p> <p>第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む。)」に改める。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) 第四百四十条 第三項</p> <p>五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号) 第三十八</p>

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「この法律」を「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)」の施行の日から起算して三年間は、この法律」に改め、「当分の間」を削る。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 (略)

(検討)

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「この法律」を「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)」の施行の日から起算して三年間は、この法律」に改め、「当分の間」を削る。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 (略)

(新設)